

第1号議案 会費に関する規則 一部変更承認の件

このたび、当会のパートナー団体である公益社団法人日本介護福祉士会が所属会員の年間会費額と新入会金額が次年度より変更することを決定いたしました。

公益社団法人新潟県介護福祉士会としては、次年度も現在の年間会費額を維持する予定です。しかし、現在、公益社団法人日本介護福祉士会と公益社団法人新潟県介護福祉士会の間では1名の正会員は連動して入会しているかたちを法人設立時より維持しています。同時に「会費に関する規則第2条および第2条第2項において、現在の年会費額、新入会金」の金額表記がなされています。

なお、本規則の改廃は定款第25条第4号及び第8号のとおり、総会の承認を得なければならぬため審議事項としております

ついては、この「会費に関する規則」を別紙のとおり一部変更したいので、承認を求めます。